

玄海原子力発電所4号機第9回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

(1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備

(2) 計測制御系統設備

(3) 燃料設備

(4) 放射線管理設備

(5) 廃棄設備

(6) 原子炉格納施設

(7) 非常用予備発電装置

(8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体193体の約3分の1を取り替える。

以 上